

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

一般社団法人 日本建設業連合会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日決定、令和 3 年 1 月 7 日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

基本的対処方針を踏まえ、各都道府県等に対し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく業務の実施にあたって留意すべき事項等について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川
TEL : 03-5253-8513

国住指第3478号
令和3年1月7日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

緊急事態宣言を受けた新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した
建築士法に基づく手続きに係る業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部長が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定、令和3年1月7日変更。以下「基本的対処方針」という。）が示されております。

新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮した業務の実施については、令和2年5月29日付け国住指第590号により既に通知しておりますが、基本的対処方針を踏まえ、改めて下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

業務の実施にあたっては、換気や咳エチケット等の徹底を行うとともに、電子申請又は郵送による対応等を最大限活用することにより、効率的かつ円滑な業務の実施及び感染予防に最大限配慮してください。

特に以下の法に基づく手続きについても、電子申請又は郵送による対応も実施することが可能と考えられますので、同様に感染予防に最大限配慮していただきますようお願い申し上げます。

- ・法第5条の2（建築士の住所等の届出）
- ・法第8条の2（建築士の死亡等の届出）
- ・法第23条（建築士事務所の登録及び更新）
- ・法第23条の5（建築士事務所の変更の届出）
- ・法第23条の6（建築士事務所の業務報告書の提出）
- ・法第23条の7（建築士事務所の廃業等の届出）

なお、電子申請については「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の施行について（技術的助言）」（令和2年12月28日付国住指第3404号）で通知した通り、押印を求める手続の見直し等を行っております。当該通知に基づき、電子申請による対応に積極的に取り組むようお願いいたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513

国住指第3404号
令和2年12月28日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の
施行について（技術的助言）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号。以下「改正省令」という。）が本年12月23日に公布され、令和3年1月1日から施行されることとなりました。

ついては、今回施行される改正省令による改正後の建築士法施行規則（昭和25年国土交通省令第38号。以下「規則」という。）の運用について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村及び関係者に対しても、この旨周知方
お願いいたします。

記

1. 一級建築士の免許の申請等関係（規則第1条の5、第9条の3関係）

（1）行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

一級建築士免許申請書（第1号書式）及び実務経歴書（第1号の2書式）中「（自署）」、実務経歴証明書（第1号の3書式）中「印」、構造設計一級建築士証及び設備一

級建築士証交付申請書（第3号の2書式）中「(署名)」を削ることとしました。

(2) 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(3) 都道府県が定める様式の押印について

二級・木造建築士の免許の申請等に係る手続について、都道府県が条例、規則または運用等で、行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いします。

(4) 一級建築士の免許の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となりました。この旨を別添1のとおり中央指定登録機関に対し通知しております。

都道府県におかれましても、二級・木造建築士の免許の申請等に係る手続について、各都道府県条例等に基づき、オンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に積極的に取り組むようお願いします。

2. 建築士事務所登録等の申請等関係（規則第20条、第20条の3関係）

(1) 行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

建築士事務所登録申請書（第5号書式）第1面中「印」、添付書類（第6号書式）(ロ)中「印」、(ハ)中「印」及び「(署名)」、設計等の業務に関する報告書（第6号の2書式）中「印」を削ることとしました。

(2) 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(3) 都道府県が定める様式の押印について

建築士事務所登録等の申請等に係る手続について、都道府県が条例、規則または運用等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いします。

なお、別添2のとおり（一社）建築士事務所協会連合会に対し、指定事務所登録機関へこの旨を周知するようお願いをしておりますのでご留意ください。

(4) 建築士事務所登録等の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となりました。

都道府県におかれましても、建築士事務所登録等の申請等に係る手続について、オンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、オンライン申請受付を行う際に、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）及び規則において各申請書に添えることが定められている書類については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号）により、次の①、②のいずれかの方法でスキャンデータを作成した場合には、スキャンデータの添付にて受付が可能である旨申し添えます（登記事項証明書等もこの方法で受付可能です。）。

- ① 「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法（紙媒体での原本証明方式）
- ② 原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法（電子媒体での原本証明方式）

なお、別添 2 のとおり（一社）建築士事務所協会連合会に対し、指定事務所登録機関へこの旨を周知するようお願いをしておりますのでご留意ください。

国住指第 3 4 0 5 号
令和 2 年 1 2 月 2 8 日

中央指定登録機関
公益社団法人 日本建築士会連合会
会 長 近角 眞一 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の
施行について (技術的助言)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。) が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

については、今回施行される改正省令による改正後の建築士法施行規則 (昭和 25 年国土交通省令第 38 号。以下「規則」という。) の運用について、下記のとおり通知します。

貴団体におかれては、貴団体所属の事業者及び建築士に対しても、この旨周知方お願いします。

記

1. 一級建築士の免許の申請等関係 (規則第 1 条の 5、第 9 条の 3 関係)

(1) 行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

一級建築士免許申請書 (第 1 号書式) 及び実務経歴書 (第 1 号の 2 書式) 中「(自署)」、実務経歴証明書 (第 1 号の 3 書式) 中「印」、構造設計一級建築士証及び設備一

級建築士証交付申請書（第3号の2書式）中「(署名)」を削ることとしました。

(2) 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(3) 中央指定登録機関が定める様式の押印について

中央指定登録機関が事務規程または運用等で、行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いします。

二級・木造建築士の免許の申請等に係る手続について、都道府県が条例、規則または運用等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、押印の廃止に向けた検討を進めていただくよう別添のとおり都道府県にお願いをしておりますのでご留意ください。

(4) 一級建築士の免許の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となりました。

中央指定登録機関におかれましても、一級建築士の免許の申請等に係る手続について、オンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に積極的に取り組むようお願いいたします。

また、オンライン申請受付を行う際に、建築士法（昭和25年法律第202号）及び規則において各申請書に添えることが定められている書類については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）により、次の①、②のいずれかの方法でスキャンデータを作成した場合には、スキャンデータの添付にて受付が可能である旨申し添えます（住民票の写し等もこの方法で受付可能となります。）。

- ① 「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法（紙媒体での原本証明方式）
- ② 原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法（電子媒体での原本証明方式）

なお、二級・木造建築士の免許の申請等に係る手続のオンライン化について、別添のとおり都道府県にお願いをしておりますのでご留意ください。

2. 建築士事務所登録等の申請等関係（規則第20条、第20条の3関係）

（1）行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

建築士事務所登録申請書（第5号書式）第1面中「印」、添付書類（第6号書式）（ロ）中「印」、（ハ）中「印」及び「(署名)」、設計等の業務に関する報告書（第6号の2書式）中「印」を削ることといたしました。

（2）経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

（3）都道府県が定める様式の押印について

都道府県に対し、建築士事務所登録等の申請等に係る手続において、事務規定や運用等で、行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続についても、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いをしています。

（4）建築士事務所登録等の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となりました。

別添のとおり都道府県に対し、建築士事務所登録等の申請等に係る手続について、オンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に取り組むようお願いをしています。

なお、オンライン申請受付を行う際に、建築士法（昭和25年法律第202号）及び規則において各申請書に添えることが定められている書類については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）により、次の①、②のいずれかの方法でスキャンデータを作成した場合には、スキャンデータの添付にて受付が可能となります（登記事項証明書等もこの方法で受付可能です。）。

- ①「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法（紙媒体での原本証明方式）
- ②原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法（電子媒体での原本証明方式）

国住指第 3406 号
令和 2 年 12 月 28 日

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
会 長 児玉 耕二 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公印省略)

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令の
施行について (技術的助言)

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを踏まえ、国土交通省が単独で所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うため、押印を求める手続の見直し等のための国土交通関係省令の一部を改正する省令 (令和 2 年国土交通省令第 98 号。以下「改正省令」という。) が本年 12 月 23 日に公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることとなりました。

ついては、今回施行される改正省令による改正後の建築士法施行規則 (昭和 25 年国土交通省令第 38 号。以下「規則」という。) の運用について、下記のとおり通知します。

貴団体におかれては、貴団体の所属の事業者及び建築士に対しても、この旨周知方
願いします。

記

1. 一級建築士の免許の申請等関係 (規則第 1 条の 5、第 9 条の 3 関係)

(1) 行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

一級建築士免許申請書 (第 1 号書式) 及び実務経歴書 (第 1 号の 2 書式) 中「(自署)」、実務経歴証明書 (第 1 号の 3 書式) 中「印」、構造設計一級建築士証及び設備一級建築士証交付申請書 (第 3 号の 2 書式) 中「(署名)」を削ることとしました。

(2) 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(3) 中央指定登録機関が定める様式の押印について

中央指定登録機関が事務規程または運用等で、行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくようお願いをしています。

(4) 一級建築士の免許の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となったため、中央指定登録機関に対しオンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に積極的に取り組むようお願いしています。

なお、オンライン申請受付を行う際に、建築士法（昭和25年法律第202号）及び規則において各申請書に添えることが定められている書類については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）により、次の①、②のいずれかの方法でスキャンデータを作成した場合には、スキャンデータの添付にて受付が可能となります（住民票の写し等もこの方法で受付可能となります。）。

- ①「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法（紙媒体での原本証明方式）
- ②原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法（電子媒体での原本証明方式）

2. 建築士事務所登録等の申請等関係（規則第20条、第20条の3関係）

(1) 行政手続において国民や事業者等に対して求める押印の廃止について

建築士事務所登録申請書（第5号書式）第1面中「印」、添付書類（第6号書式）（ロ）中「印」、（ハ）中「印」及び「(署名)」、設計等の業務に関する報告書（第6号の2書式）中「印」を削ることとしました。

(2) 経過措置について

改正省令の附則第2項の規定に基づき、改正省令施行前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができます。

(3) 指定事務所登録機関が定める様式の押印について

建築士事務所登録等の申請等に係る手続について、都道府県が条例、規則または運用等で、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、厳格な本人確認のために押印や署名を求めているものを除き、押印の廃止に向けた検討を進めていただくよう、別添のとおり都道府県に通知しています。(一社)建築士事務所協会連合会におかれましては、傘下の指定事務所登録機関に対し、その旨周知のほどお願いします。

(4) 建築士事務所登録等の申請等に係る手続のオンライン化について

行政手続において国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする省令改正を行ったことにより、押印等に代わる電子署名や電子証明書を要せずにオンライン申請が可能となりました。

建築士事務所登録等の申請等に係る手続について、オンライン申請（電子メールを用いた申請を含む。）受付に取り組むよう別添のとおり都道府県に通知しています。

(一社)建築士事務所協会連合会におかれましては、傘下の指定事務所登録機関に対し、その旨周知のほどお願いします。

なお、オンライン申請受付を行う際に、建築士法（昭和25年法律第202号）及び規則において各申請書に添えることが定められている書類については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）及び国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国土交通省令第25号）により、次の①、②のいずれかの方法でスキャンデータを作成した場合には、スキャンデータの添付にて受付が可能である旨申し添えます（登記事項証明書等もこの方法で受付可能です。）。

- ①「スキャンする日時」と「原本と相違ない旨」を原本（紙媒体）に記入した上でスキャンデータを作成する方法（紙媒体での原本証明方式）
- ②原本をスキャンした上で、「スキャンした日時」と「原本と相違ない旨」をスキャンデータ上に入力する方法（電子媒体での原本証明方式）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2～6 （略）

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国土交通省令第二十五号）

（電子情報処理組織による申請等）

第四条 法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに提出すべきこととされている書面等（次項に規定する書面等を除く。）に記載すべきこととされている事項その他当該申請等が行われるべき行政機関等が定める事項を、前条の申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され若しくは電磁的記録に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を前項の電子計算機から入力しなければならない。

3～6 （略）

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示（平成十五年国土交通省告示第二百四十号）

第二条 申請等を行う者が規則第四条第二項に基づき当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され又は記載すべき事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、行政機関等は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。